# 『ハラスメント問題』をめぐる社会的な構図と対策

ハラスメント対策を実施していない
会社が訴えられる典型的なケース

日本ハラスメント協会　監修
ハラスメント対策の実施・運用

被害期間

被害者の健康状態が悪化

6ヶ月
～1年

ハラスメント行為

被害者

加害者

・ハラスメント被害に誰も気づかない期間が長期化
・モチベーション低下の連鎖
・相談しにくい環境がある
・大事にしたくないので我慢
・従業員は自分の立場があり助けたくても助けられない
・加害者も自分に余裕がない
・労働環境の悪化

安全配慮義務を怠り対応が送れ結果的にハラスメント被害を放置することになる。期間が長くなると企業にとっての損失は大きくなる

退職することも視野に入れた上で相談
精神的に危険な状態

社内相談窓口

被害者はストレスからうつ病・過労死にも

社内相談窓口の対応が不十分の場合

SNS告発・ネット拡散
批判・ニュース報道

ハラスメント証拠集め
録音・日記メモ等

退職

・求人広告費
・面接選考
・育成時間
・時間コスト
・離職率による企業イメージ低下

被害者側の弁護士から内容証明送付

貴社顧問
弁護士手配

労働審判・裁判が長期化した場合
時間コスト・社会的ダメージ・和解金

貴社

【社内相談窓口の問題点】
・正しい対応になれていない
・会社側が被害者意識を持つ
・ハラスメントを認めたくない
・被害者がハラスメントに過剰反応していると感じる
・他の従業員と被害者を比較して被害者に問題があると感じる

一次対応

ハラスメント防止研修・周知ポスター

ハラスメント社外相談窓口
（早期発見）専門心理カウンセラーが対応し調査が必要な事案が精査フィルターとなり貴社に報告

二次対応

ハラスメント調査代行
加害者・目撃者に聞き取り

ハラスメント調査委員会
当協会スタッフ委員参加・助言

【懲戒処分】社会通念上相当の対応

三次対応

ハラスメント調査後ケア
被害者・加害者カウンセリング

japan harassment association
日本ハラスメント協会